

御杖村生活支援サポーター事業実施要綱の一部を改正する告示

御杖村生活支援サポーター事業実施要綱(平成30年御杖村告示第91号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 服薬支援に関する業務

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。